様式第１号（第４条関係）

　　年　　月　　日

　与 謝 野 町 長　様

申　請　者　氏名　　　　　　　　　　　㊞

（法定代理人　氏名　　　　　　　　　　　㊞）

介護福祉士修学資金貸与申請書

　与謝野町介護福祉士修学資金の貸与に関する条例に基づく奨学金等の貸与を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな氏　名 |  | 生年月日 | 　　　年　　　月　　　日（満　　　歳） |
| 現住所 | 〒電話番号　　　　－　　　－ |
| その他の連絡先 | 〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　－　　　－ |
| 在学している学校名等 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 学部学科名等 |  | 学年 |  |
| 入学、卒業年月　 | 入学　　　　　年　　月、　卒業（修了）予定　　　　　　年　　月 |
| 貸与期間 | 貸与月額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　万円　　※上限５万円 |
| 貸与希望期間 | 　　　　　　年　　　　月から　　　　　　　年　　　　月まで（　　　　月間）　 |
| 貸与希望総額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　万円 |
| 連帯保証人 | 1 | 氏名 |  | 申請者との続柄 |  |
| 住所 | 〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　－　　　－ |
| 職業 |  |
| 2 | 氏名 |  | 申請者との続柄 |  |
| 住所 | 〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　－　　　－ |
| 職業 |  |
| 上記申請者が貸与を受ける奨学金等については、本人と連帯して一切の金銭債務を負担することを確約します。連帯保証人　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　連帯保証人　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |

（注1）申請者が未成年の場合は、連帯保証人のうち１人は法定代理人とし、申請者の下欄に法定代理人も署名し押印するこ

と。

（注2）申請者は、連帯保証人2名のうち１名は、必ず申請者の父母又はこれに代わる者とし、もう１名の連帯保証人は、経

済的に独立した世帯の者とすること。

特約事項

（遅延利息）

1. 修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「修学生」という。）は、与謝野町介護福祉士修学資金の貸与

に関する条例施行規則第８条各号の返還事由が生じた場合に、正当な理由なく修学資金の返還を行わなかっ

たときは、当該修学資金の返還を行うべき日の翌日から修学資金の返還の日までの期間の日数に応じ、修学資

金の返還を行うべき額につき年１４．６パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならな

い。

　　２　前項に規定する年当たりの割合は、３６５日当たりの割合とする。

　　　（連帯保証人）

1. 連帯保証人は、この申請に基づく修学生の町に対する一切の債務について修学生と連帯して保証する

ものとする。

　　２　町長は、連帯保証人の状況に重大な変更が生じたときは、その変更又は追加を求めることができる。

　　３　修学生は、連帯保証人が死亡した場合その他の連帯保証人を変更する必要が生じた場合は、速やかに、町長に新しい連帯保証人となる者を届け出なければならない。

　　　（変更届の提出）

1. 修学生及び連帯保証人は、その氏名、住所又は勤務先を変更した場合は、速やかに町長に変更した内

容を届出なければならない。

（申請内容等の調査）

1. 修学生及び連帯保証人は、次のことを認めるものとする。
2. 町長が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、この申請の内容又は修

学生若しくは連帯保証人の住所若しくは勤務先（以下「申請内容等」という。）について、市町村、修学

生若しくは連帯保証人の勤務先又は町の機関に照会すること。

1. 市町村、修学生若しくは連帯保証人の勤務先又は町の機関が前号に掲げる照会に対し回答をすること。
2. 町長が、修学資金の貸与又は返還に関する事由の確認に必要な限度において、貸与内容等に関する情

報を当該情報の収集目的以外の目的で利用すること。

　　　（期限の利益の喪失）

1. 修学生は、第１号に該当する事由が生じた場合にあっては、町からの通知（公示送達による通知を含

む。以下同じ。）を要さず、第２号から第５号までに該当する事由が生じた場合にあっては町からの通知によ

り、当然に分割弁済の期限の利益を失うものとし、町に対して、当該事由が生じたとき残っている債務の全部

を即時に弁済しなければならない。

1. 破産手続開始の決定を受けた場合その他の民法（明治２９年法律第８９号）第１３７条各号に定める場

　　　合

1. 修学資金以外の修学生の債務につき、次の事由があった場合

　　ア 　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成１１年法律第２

２５号）に基づく再生手続きその他の法令に基づく債務の整理の手続（破産手続を除く。）の申立て

　　　　イ 　仮差押えその他の保全措置

　　　　ウ　 強制執行（税の滞納処分及びその例による処分を含む。）

1. 修学生が年賦償還の支払を怠った場合（その回に支払うべき金額に満たない場合も含む。）
2. 修学生が住所又は勤務先を変更したにもかかわらず、町長に届出をしなかった場合
3. 前各号に掲げる場合のほか、町長が債権保全上著しい支障があると認めた場合

　　　（合意管轄）

1. 修学資金の貸与又は返還に関する紛争の管轄裁判所は、京都地方裁判所又は宮津簡易裁判所とする。

上記特約事項並びに与謝野町介護福祉士修学資金の貸与に関する条例及び与謝野町介護福祉士修学資金の貸与に関する条例施行規則の内容を理解した上で、上記事項について同意します。

また、同条例、同規則及びこの特約事項に定めのない事項については、町長の指示するところによるものとすることについても併せて同意します。

年　　月　　日　　　申請者　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

年　　月　　日　　　連帯保証人　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

年　　月　　日　　　連帯保証人　氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞